

治安出動の際における自衛隊と警察の通信の協力に関するマニュアル（平成19年1月9日）の一部を改正する協定を締結する。

令和6年3月11日

防衛省整備計画局長 青柳 肇
（ 公 印 省 略 ）

警察庁長官官房長 太刀川 浩一
（ 公 印 省 略 ）

治安出動の際における自衛隊と警察の通信の協力に関するマニュアル
の一部を改正する協定

治安出動の際における自衛隊と警察の通信の協力に関するマニュアル（平成19年1月9日）の一部を次のように改正する。

第3第1項中「防衛省整備計画局情報通信課長」を「防衛省整備計画局サイバー整備課長」に改める。

附 則

この協定は、令和6年4月1日から実施する。

治安出動の際における自衛隊と警察の通信の協力に関するマニュアル

改正 平成 27 年 10 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日

第1 目的

このマニュアルは、治安出動の際における治安の維持に関する細部協定（以下「細部協定」という。）第2条第3項及び第4条の規定に基づき、自衛隊と警察との間の通信の協力の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 基本方針

治安出動命令が発せられた場合において、自衛隊及び警察は、それぞれ保有する通信器材及び施設では不足する場合若しくは不足するおそれがある場合又は利便性若しくは適時性に欠ける場合、相互の調整又は協議により、必要な範囲内でそれぞれの通信器材及び施設をもって通信に関する協力を実施する。

第3 通信担当者の設定等

- 1 自衛隊及び警察は、次のとおり中央通信担当者を設定する。
自衛隊側中央通信担当者 防衛省整備計画局サイバー整備課長
警察側中央通信担当者 警察庁長官官房通信基盤課長
- 2 中央通信担当者は、それぞれの現地通信担当者を指定し、相互に調整した上で現地通信担当者対応表（以下「対応表」という。）を作成し、それぞれの現地通信担当者に通知するものとする。また、中央通信担当者は、対応表に変更があった場合は、速やかに他方に通知するとともに修正し、それぞれの現地通信担当者に通知するものとする。
- 3 中央通信担当者は相互に連絡又は協議を行うものとし、現地通信担当者は治安出動の際における治安の維持に関する現地協定（以下「現地協定」という。）に基づき設置される連絡会議に参画するとともに、治安出動時における円滑な通信の確保に努めるものとする。

第4 協力要領

- 1 通信器材及び施設の相互利用
自衛隊及び警察の通信の協力は、中央通信担当者から特に示す場合を除き、次の各

号に沿って、双方において現地協定において設定される連絡担当者と現地通信担当者との間で調整の上、双方の現地通信担当者間で協議し、実施するものとする。ただし、利用に当たっては、法令、自衛隊及び警察の通信運用に係る内部規定を厳守するものとする。

(1) 防衛省自動即時電話網及び統合電話（以下「防衛省電話」という。）並びに警察電話の利用

自衛隊及び警察は、他方に設置されている防衛省電話、警察電話及び加入電話（ファクシミリを含む。）を利用することができる。また、自衛隊が防衛省電話又は加入電話を、及び警察が警察電話又は加入電話を他方に自ら臨時に設置するとき、他方の主配線盤、構内ケーブル等を利用できる。

(2) 無線通信系の臨時設置

自衛隊及び警察は、他方の無線鉄塔等を利用し自ら運営する無線通信系を臨時に設置することができる。ただし、設置しようとする無線設備の無線通信系について、事前に使用周波数等を検討し、他の無線局に影響のないことを確認しておくものとする。

(3) 連絡用回線の設置

自衛隊及び警察は、相互の通信器材及び施設を利用して相互の間に連絡用回線（ホットライン等）を設置することができる。

(4) 無線回線又は映像回線のモニタ

自衛隊及び警察は、他方の通信器材及び施設を利用して、他方の活動に係る無線回線又は映像回線のモニタを行うことができる。

(5) その他の協力

自衛隊及び警察の現地通信担当者は、上記以外の協力を実施する場合、事前にそれぞれの中央通信担当者から了解又は承認を得るものとする。当該協力が緊急を要する場合においては、じ後速やかにそれぞれの中央通信担当者に報告するものとする。

2 留意事項

(1) 他方の通信器材及び施設を利用し損傷を与えた場合は、原則、当該通信器材及び施設の現状を回復するとともに、中央通信担当者に報告するものとする。

(2) 他方の通信器材を借用する場合は、現地通信担当者を保管の責任者とし、適切な物品管理に努めるものとする。

第5 平素の連携

1 情報交換

(1) 資料の交換

自衛隊と警察の中央及び現地通信担当者相互の間で、必要に応じ、次に示す資料を交換するものとする。

- ア 通信担当者の氏名、職名等
- イ 無線中継所等の所在地及び諸元
- ウ 通信運用に係る内部規定等関係例規
- エ 通信機器取扱説明書

(2) 交換資料の更新

(1)に掲げる資料については、定期的（毎年4月を基準とする。）に更新するものとする。ただし、交換した資料（以下「交換資料」という。）に大幅な変更があった場合にはその都度、他方に通報するものとする。

(3) 交換資料の取扱い

自衛隊及び警察は、交換資料をこの協力の目的外に使用してはならない。また、交換資料の保管についても中央及び現地通信担当者が保管の責任者となり厳重に取扱うものとする。

2 訓練及び研修の実施

(1) 通信施設研修

自衛隊及び警察の中央及び現地通信担当者は、必要に応じ、調整の上、相互の通信施設の研修を実施するものとする。

(2) 共同訓練

自衛隊及び警察の現地通信担当者は、現地協定に基づき開催される連絡会議を通じて自衛隊と警察との間で実施される共同訓練に計画策定段階から参画するとともに、必要に応じ、他方の現地通信担当者と協力し、通信の運用を主体とした共同訓練を実施するものとする。また、その成果については、中央通信担当者に報告するものとする。

第6 保秘（秘密の保護）

この協力を行う自衛隊員及び警察職員は、交換資料、通信内容等を関係者以外に漏らしてはならない。

第7 その他

- 1 自衛隊及び警察の現地通信担当者は、本マニュアルの運用に当たり疑義が生じた場合は、各中央通信担当者に問い合わせるなど本マニュアルを適切に運用するものとする。
- 2 自衛隊及び警察の現地通信担当者は、連絡会議等を通じて細部事項について調整するものとする。

- 3 自衛隊及び警察の中央通信担当者は、本マニュアル以外の協力を行う場合においては、相互に連絡又は協議するものとする。
- 4 自衛隊及び警察の中央通信担当者は、共同訓練による成果を踏まえ、必要に応じて、本マニュアルの見直しについて協議を行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年1月9日から実施する。
- 2 治安出動の際における自衛隊と警察との通信の協力に関するマニュアルについて（官情第4813号、警察丁丙情企発第52号。平成14年5月27日）は、廃止する。

附 則

この協定は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この協定は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、令和6年4月1日から実施する。